

外国人の不法就労・不法滞在防止 にご協力下さい!

秋田臨港警察署

不法滞在者とは？

- 日本に正規入国後、在留期間内に出国せず、不法残留（オーバーステイ）している外国人
- 他人名義の旅券を使用するなどして日本に不法に入国し、そのまま滞在している外国人
- 日本人と偽装結婚し、日本人配偶者などの在留資格を得て、合法滞在を装って不法滞在している外国人

不法滞在者の中には、他の犯罪に手を染める者もおり、犯罪の温床となっていることから、警察では不法滞在者の取締りを強化しています。



不法滞在を手助けしないように、不法滞在者には、

- ・ 部屋を貸さない（賃貸契約の保証人にならない）
- ・ 携帯電話や預貯金口座を貸さない（名義貸ししない）
- ・ 雇わない（外国人を雇用する際は、就労資格を確認する）

ようにしてください。

不法就労活動とは？

不法滞在者や働くことが認められていない在留資格（「短期滞在」「留学」「文化活動」など）で滞在する人が、働いてお金を稼いだりする活動のことです。

不法就労活動を防止するため、次のことに気をつけましょう。

- ・ 外国人の雇用にあたっては、必ずパスポート、在留カード、特別永住者証明書を見て、「在留資格」を確認する
- ・ 「短期滞在」等、働くことが認められていない在留資格の外国人は、雇用できません

「不法滞在外国人を知っている」「あの店・工場で働いている」など、不法滞在・不法就労に関する情報は、最寄りの警察署・交番・駐在所までお知らせ下さい。

